平成２８年（フ）第９８２号
大阪市東成区中道２丁目９番13号、開始決定時大阪市鶴見区放出東２丁目24番23号
破産者　まるこし宝塚阪急店こと　福田　和正
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１０７号
堺市東区引野町３丁165番地
破産者　五味　絹子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４９７号
大阪府吹田市千里山西４丁目33番35号（２Ｄ）
破産者　三輪　俊信
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７４４号
大阪府八尾市八尾木北１丁目76番地
破産者　砂坂　勝満
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８０４号
大阪市鶴見区今津中１丁目６番12―233号
破産者　酒井　正次
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８６３号
大阪府茨木市中河原町16番８号の１
破産者　古賀　亘子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８９２号
大阪市中央区谷町５丁目３番16―407号
破産者　山本　好男
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９２５号
大阪市浪速区下寺２丁目６番10号　シエスタＸＩ　701号
破産者　中村　　平
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２３７号
京都府八幡市橋本栗ケ谷２番地の29
破産者　谷口　景子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０９号
堺市中区深阪２丁１番31号
破産者　土橋　　功
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８９号
堺市北区長曾根町1514番地13、開始決定時の住所堺市北区百舌鳥梅町３丁18―26
破産者　木村　美恵
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
大阪府茨木市中河原町３番１号大谷グレースハイツＩ105号、事業所の所在地大阪府寝屋川市香里北之町２番４号
破産者　伊澤　　実
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３４１号
堺市中区福田68―１　ソレイユＣ103号室、住民票上の住所大阪府河内長野市南花台６丁目１番10号
破産者　藤田　真英
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
兵庫県伊丹市中野西１丁目125番地
破産者　宮永　武典
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
兵庫県尼崎市稲葉元町２丁目４番13号、前住所兵庫県伊丹市池尻２丁目318番地の13
破産者　南　耕一郎
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
徳島県徳島市新南福島１丁目６番14号
破産者　藤本　晃史
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３８号
大津市今堅田２丁目６番14号　スカイハイツ橋井Ａ棟202号
破産者　テーラーアダチこと　足立　誠二
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８５号
奈良県桜井市大字上之宮407番地の２　Ｉ―203号室
破産者　松田　勇人
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１７３号
広島市西区己斐上１丁目１番13―105号　Ｃ棟
破産者　宮本　誠也
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部